

平成25年9月11日

長野市議会議長 柘 津 栄 喜 様

議会活性化検討委員会

委員長 小 林 義 直

議会活性化について（答申）

平成24年11月30日に貴職から諮問を受けました本市議会の活性化に関する検討課題について、精力的かつ慎重に検討を重ねた結果、別紙のとおり集約しましたので、ここに答申します。

I 答申に当たって

長野市議会は、平成24年9月の議会基本条例検証・議会活性化検討委員会からの答申において、議会の活性化に関する今後の検討課題等として整理された項目について協議するための組織として、議会活性化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会では、平成24年11月30日に議長から諮問を受け、議会の活性化に関する課題のうち、平成25年春までに開催するとした議会報告会の在り方について優先的に取りまとめる必要があることから、集中的に活発な討論を行い、長野市議会として初めて開催する議会報告会についての必要事項を取りまとめ、本年3月6日に中間答申を行いました。

長野市議会は、中間答申を受け、議会運営委員会において議会報告会の取扱いについて協議し、検討委員会からの中間答申に沿った形で、初回の議会報告会を開催することを了承し、実行委員会を組織して開催準備を行い、本年5月10日に全議員が出席し、約80名の市民の御参加をいただき、初めての議会報告会を開催いたしました。

検討委員会では、初回の議会報告会開催後の6月以降、御参加いただいた市民の皆様から寄せられたアンケート結果等を踏まえて検証を行い、よりよい議会報告会の在り方及び議会報告会以外の議会の活性化に関する検討課題等について、さらに精力的に協議を重ねてまいりました。

検討委員会に諮問された諸課題は、いずれも議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の答申において調整が難しかった案件ばかりであり、委員各自や会派において様々な意見がある中ではありましたが、全会一致の合意形成に向け、積極的な討論を行うとともに、可能な限りの調整を行い、取りまとめてまいりました。

以上を御賢察いただき、議会機能の更なる充実、より一層の議会の活性化に向け、議長の強いリーダーシップの下、答申に沿い活性化に向け、速やかな対応をされるよう望むものであります。

Ⅱ 答申について

1. 今後の議会報告会の在り方について

(1) 運営（実施）主体

議会運営委員会又は活性化推進のための組織の委員に各委員会の委員長等を加えた実行委員会形式が望ましい。

(2) 開催時期

二回目の議会報告会は、平成26年3月市議会定例会の概要を中心に平成26年5月の連休明けに開催する。

開催に際しては、更に分かりやすく充実した報告会とするため、参加市民アンケートの結果を踏まえ、報告内容・方法を見直し凝縮した開催、テーマを定めた開催、特別委員会を中心とした報告会の別途開催等について、運営（実施）組織において、改めて協議し、決定することとする。

(3) 開催時間

概ね2時間程度とする。

(4) 会場

市役所講堂を含む中心市街地での開催を基本とするが、それ以外の地域での開催も検討する。

(5) 周知方法

市議会だより、広報ながの、ホームページ、住民自治協議会などが基本。

早めの周知、メディアの積極的な活用を求める意見あり。

議員による街頭キャンペーンの提案あり。

(6) 報告内容・配布資料

常任委員会においては定例会での審査状況を委員長報告を中心に実施。

特別委員会については調査研究事項を中心に実施。

(7) 報告方法

基本的には委員長が報告し、答弁対応は副委員長などが補佐対応できることとする。

(8) 質疑・意見聴取の在り方

報告に沿った質疑と意見聴取を基本とする。

(9) 結果のとりまとめ・報告

担当者が委員会での了承のもと取りまとめ、実行委員会（議会運営委員会）での承認を経て公表する。

2. 議会報告会以外の諮問案件について

(1) 中期的（おおむね1年以内）に実現を目指す項目

ア 議員間討議の積み重ねによる委員会審査の充実

現在でも活発に行われているが、議員間討議を一層充実させ、議員提出議案の立案、政策の提言につなげる。

イ インターネット放送局「愛TVながの」を活用した議会広報の展開

インターネット放送局「愛TVながの」を活用した議会広報の実施について検討する。

ウ 議会ホームページの充実

新第一庁舎の建設に向け、委員会審査のインターネット中継の導入を検討する。

エ 議会図書室の充実に向けた検討

※議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の答申においては長期的に検討する項目とされていたもの。
新庁舎建設に合わせて検討する。

(2) 長期的（おおむね2～3年以内）に実現を目指す項目

ア 決算特別委員会の役割、在り方の検討

決算特別委員会での審査が次年度予算編成に具体的に反映できるよう研究を重ねる。

(3) 中期的（おおむね1年以内）に検討する項目

ア 議長、副議長の任期及び会派所属に関する検討並びに所信表明会の中継の検討

① 会派からの離脱

中立公正な議会運営の担保として離脱すべきとの意見がある一方、現行においても十分中立公正な運営が可能とする意見があり、集約に至らなかった。

② 任期

全国と同規模都市の2/3の市が議長・副議長の任期を1年間としており、短期間で集中的に職務に当たることが活性化につながるとして、それぞれの任期を1年間とすべきとの意見がある一方、腰を据えての諸課題に対応することが必要であることから現行のとおり議長2年間、副議長1年間とすべきとの意見があり、集約に至らなかった。

③所信表明会の中継

情報公開の積極的な推進を進めるためINC及びインターネット中継をすべきとの意見がある一方、現行においても公開されているため市議会が関与する中で中継することは不要との意見があり、集約に至らなかった。

イ 検討会等のルール化の検討

現行どおりとする意見がある一方で、検討会等の活用により、議員の政策立案が進む体制づくりが必要であるため、設置手続き、運営方法等に関する前例及び慣習を申合せの追加等の方法により明文化するよう検討すべきとの意見があり、集約に至らなかった。

ウ 政務活動費の使途基準の検討

地方自治法の改正を受け、平成25年3月市議会で条例改正をしてから間がないことから、安易な使途拡大をせず厳正に対応することを基本に、他市の事例等を注視して、必要があれば改めて検討する。

(4) 長期的（おおむね2～3年以内）に検討する項目

ア 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の検討

議会基本条例第19条の規定に従い議決事件を条例で定めるよう、基本構想、基本計画を初めとする案件について検討する。

イ 通年議会の導入に関する検討

地方自治法の改正により、議長による招集の規定が追加されたため、当面は現行のとおりとする。地方自治法の議長及び議員の招集請求並びに議長による招集といった規定を必要に応じて活用し、議会の権能を最大限に生かしていけるよう努める。

ウ 法規担当職員の配置等による事務局体制の充実

議会活性化の進展に伴い増大する議会事務局業務を円滑に実施できるよう、事務局体制を充実する。

人事配置の中で庶務課法規担当経験職員の配置に努める。

エ 市民団体・地域住民の意見・要望を市政に反映させる仕組みづくりの検討

各常任委員会、特別委員会及び各会派で引き続き充実を図っていく。新たな仕組みづくりについては、議会報告会を重ねる中で、研究を深めていく。

オ 自治基本条例の制定に向けた研究検討

制定に向けて今後十分な研究検討が必要である。

カ 議会の夜間・休日開催の検討

当面現行のとおりとする。

キ ながの市議会だよりの文字の拡大等の検討

よりいっそう読みやすい市議会だよりとなるよう、さらに議会報編集委員会で研究する。

ク 予算審査の在り方の検討

当面現行のとおりとするが、予算審査の在り方について、今後さらに研究する。

(5) 議会の活性化を継続して推進するための体制の検討事項

議会の活性化を継続して推進するための体制は必要である。よって、議会運営委員会において検討の上、決定するものとする。

Ⅲ 審議経過

1 中間答申に至る審議経過について

平成24年11月20日の議会運営委員会において、先の議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の答申において、議会の活性化に関する今後の検討課題等として整理された項目について協議するため、議長の諮問機関として、議会活性化検討委員会の設置を了承。

同年11月30日に議長から諮問を受け、議会活性化に向けての検討課題のうち、議会報告会の在り方について優先的に協議を開始。

中間答申に至る審議経過については、以下のとおり。

番号	年 月 日	説 明
(1)	平成24年11月30日	・ 正副委員長互選 ・ 協議方法及びスケジュールについて決定 ・ 会派に対して議会報告会の実施に関する検討事項調査を依頼
(2)	平成25年 1 月 9 日	・ 議会報告会の実施に関する検討事項調査の集約結果を提示 ・ 検討事項のうち主に開催日時、会場及び会議次第について協議
(3)	平成25年 1 月18日	・ 検討事項のうち主に開催日時、会場及び会議次第について協議
(4)	平成25年 1 月29日	・ 検討事項のうち主に会議次第、配布資料及び実施運営組織をについて協議
(5)	平成25年 2 月 7 日	・ 検討事項のうち主に実施運営組織、会議次第素案及び役割分担について協議
(6)	平成25年 2 月19日	・ 中間答申案の調整
(7)	平成25年 3 月 4 日	・ 中間答申案の確認
(8)	平成25年 3 月 6 日	・ 中間答申

2 中間答申以降の審議経過について

平成25年3月6日の中間答申に沿った形で初回の議会報告会が5月10日に開催されたため、初回の議会報告会の検証を踏まえ今後の議会報告会の在り方及び先の議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の答申において、議会の活性化に関する今後の検討課題等として整理された項目について協議するため、6月11日から議会活性化検討委員会を再開。

中間答申後、最終答申に至る審議経過については、以下のとおり。

番号	年 月 日	説 明
(9)	平成25年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の在り方及び議会報告会以外の諮問案件の検討スケジュールについて協議 ・会派に対して議会報告会の実施に関する検討事項及び議会報告会以外の諮問案件に関する検討事項の調査を依頼
(10)	平成25年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回議会報告会の結果とりまとめ、報告 ・議会報告会の実施に関する検討事項調査の集約結果を提示
(11)	平成25年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報公開の在り方のうち主に開催時間、周知方法、報告方法及び結果の取りまとめについて協議
(12)	平成25年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の在り方のうち主に会場、報告内容・配布資料及び質疑・意見聴取の在り方について協議 ・議会報告会以外の検討事項調査の集約結果を提示
(13)	平成25年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の在り方のうち主に運営（実施）主体、開催時期について協議 ・議会の活性化を継続して推進するための体制について協議
(14)	平成25年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の在り方についての合意事項の確認 ・議会報告会以外の検討事項のうち、優先的に実現を目指す項目の取扱いについて協議
(15)	平成25年8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会以外の検討事項のうち、今後の検討課題とする項目の取扱いについて協議
(16)	平成25年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会以外の検討事項のうち、今後の検討課題とする項目の取扱いについて協議

番号	年 月 日	説 明
(17)	平成25年 9 月 2 日	・ 答申案の調整
(18)	平成25年 9 月 10 日	・ 答申案の確認
(19)	平成25年 9 月 11 日	・ 答申

IV 参考資料

- 資料 1 議会活性化検討委員会の概要
- 資料 2 議会活性化検討委員会 委員名簿
- 資料 3 議長諮問書
- 資料 4 議会報告会の実施に関する検討事項調査票
- 資料 5 議会報告会以外の諮問案件に関する検討事項調査票

議会活性化検討委員会の概要

区分		内 容
招集権者		議会活性化検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、初回の委員会は議長が招集する。 検討委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を明らかにしなければならない。
期 間		おおむね平成25年9月定例会までとする。
スケジュール及び議会運営委員会との関係		検討委員会は、平成24年9月21日に議長宛てに提出された長野市議会基本条例検証・議会活性化検討委員会からの答申を踏まえ、おおむね平成25年9月定例会までに長野市議会の活性化に関する課題について議長宛てに答申するものとする。ただし、議会報告会の開催に必要な事項については平成25年3月定例会までに答申するものとする。議長は、検討委員会からの答申を受けたときは、議会運営委員会に諮り、答申内容の実行の可否について協議を求める。議会の活性化に関する条例、規則等の整備については議会運営委員会が所管する。
委員長及び副委員長		検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
会 議	定足数	検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
	委員外議員及びオブザーバー	委員が欠席する場合は、その所属会派の他の議員が委員外議員として委員会に出席することができる。この場合は、事前に委員長に連絡するものとする。 委員以外の無所属議員は、オブザーバーとして出席することができる。この場合の発言及び表決権の取扱いは、議会運営委員会の例による。
	表決	検討委員会の議事の決定は、原則として全会一致とする。
	公開及び記録	検討委員会の会議は公開とする。ただし、検討委員会の議決により秘密会とすることができる。 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

議会活性化検討委員会 委員名簿

委員氏名	会派名
小林 義直	新友会
寺澤 和男	新友会
小泉 栄正	新友会
松田 光平	新友会
野本 靖	新友会
野々村博美	共産党
近藤 満里	公明党
倉野 立人	改革ながの
布目裕喜雄	市民ネット
西村 裕子	無所属

平成 24 年 11 月 30 日

長野市議会

議会活性化検討委員会 委員長 様

長野市議会議長 祢津 栄



諮 問 書

平成 24 年 9 月 21 日の議会基本条例検証・議会活性化検討委員会からの答申を踏まえ、議会報告会の在り方、中・長期的に実現を目指すとした項目、今後の検討課題とした項目等について、本市議会の活性化を進めるため、貴委員会の意見を求めます。

議会報告会の実施に関する検討事項調査票

No.	項目	新友会	日本共産党	公明党	改革ながの	市民ネット	手塚秀樹議員	金沢敦志議員	西村裕子議員
1	運営(実施)主体	議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会の委員長を中心とする実行委員会で運営	報告をする各常任・特別委員会委員長を中心とする実行委員会。	実行委員会形式で良い	議会運営委員会を主体とし、議会活性化検討委員会と副委員長を構成員とする実行委員会方式で運営。具体的実施にあたっては全議員が役割分担を担う。	●当面、現在の議会活性化検討委員会と常任・特別委員会の委員長で構成する「実行委員会」方式で良いと考える。 ●将来的には、議会内に(仮称)広報委員会等を設置し、議会報告会等を担う実施主体を恒常的に確立する。	実行委員会方式でよい	各委員長、会派代表を構成員	各常任・特別正副委員長また活性化検討委員を構成員とする実行委員会方式
2	開催時期	3月議会終了後、5月上旬	年2回 5月連休後 11月初旬	現行で良い	議会閉会后、議事録完成時	●アンケート結果でも「継続を求める意見」が多いことから、さらに充実させて継続していくことが大前提。 ●当面、秋を目途に実施を計画する。	今回と同じ頃	5月中旬ぐらいで良い	定例会の報告は議了後なるべく早く。テーマ別の報告会とする場合はその都度調整が必要。
3	開催時間	最大2時間	概ね2時間	働いている人の事を考えると、19時頃スタートでも良かったのではないかと、そうした場合は内容を1時間半程度に圧縮する必要もあるかもしれない。全体として長いと感じた。	概ね2時間を目途にする	●概ね2時間を目途にし、2時間半の枠は予定する。 ●幅広い参加を促すため、土・日開催を検討する。	1時間半(最長2時間まで)	2時間程度	最長2時間半。あらゆる世代が参加できるように曜日や時間帯を再考する。
4	会場	市役所10階講堂	4年間で8回できるので、8ブロックに分けて回る。	現行で良い	委員会ごとの構成をもって地区に出向き、公民館などで開催	●市街地での開催にあたっては、市役所講堂の利用は意味があると思う。 ●市南部地域や中山間地域での開催も検討する必要がある。	今回は場所をかえて行ってみる	市役所講堂(できれば年度ごとに移動・巡回)	市役所講堂。テーマ別や年複数回実施する場合は各地区に出向く事も前向きに検討する。
5	周知方法	市議会だより、広報ながの、ホームページ、住自協、その他	市議会だより、広報ながの、ホームページ、住自協、各議員、報道機関	現行で良い	市議会だより、広報ながの、ホームページ、住自協等に対し、早めに周知を行う	●アンケートでは議員のアナウンスの比重が高いことから、議員を通じてはたらきかけをさらに強める。 ●また、市議会だより、広報ながのなど「紙ベース」が果たした役割も高いことから、さらに充実する。メディアの活用も強化が必要。 ●報告会の広告(公共交通機関など)の掲載を検討。	市議会だより、広報ながの、ホームページ	市議会だより、広報ながの、ホームページ、住自協等で良い	第一回報告会で行った方法に加え議員による街頭での広報キャンペーンを加える。

No.	項目	新友会	日本共産党	公明党	改革ながの	市民ネット	手塚秀樹議員	金沢敦志議員	西村裕子議員
6	報告内容・配布資料	3月定例会の委員長報告を中心に揃える	常任委員会議論になった議案、所管事項調査で重視されたことなど 特別委員会重点的に調査したこと、委員会として要望したことなど	限られた時間の中では、内容は充実していたと思うが、専門用語が多く、市民が知りたい事に応えられていたかは、若干疑問も残る。配布資料は良い。	各定例会の常任・特別各委員長報告等を中心に行う	●定例会の報告をメインにすることも重要であるが、市民が関心のある課題を中心に報告内容を検討。 ●テーマ別議会報告会の検討。 ●各委員会における事前の打ち合わせの重要性。議員間討議を深める観点から。	3月定例会の常任委員会の委員長報告	3月定例会の常任・特別各委員長報告等を中心に行うで良い。可能なら通年の報告も・・(時間的に無理か)	定例会の常任委員長報告またはテーマ別(大規模プロジェクトや重点施策)で審議、議論した内容を常任・特別委員長が報告。配布資料は委員会毎に作成後、担当者が一括でまとめる。
7	報告方法	委員会代表が2名で臨む	委員長が報告を行い、答弁を行う。副委員長が補佐を行う。	委員長からの報告が良い。	委員長による説明の後、質疑を受け付け、基本的に委員長が答弁を行う。もし委員長が答弁できない場合は、答弁の可能な委員が挙手し、委員長の指名で委員が答弁を行う	●各委員長が説明及び答弁を行うことを基本とする方法で良い。 ●班編成で行う場合は、別途検討する。	各委員長が説明答弁は各正副委員長で行う	委員長が答弁困難なら委員の誰か議員全員で答える形でも良いのでは？	各委員長が説明・答弁をするが、副委員長や委員が補足発言できる工夫をする。
8	質疑・意見聴取の在り方	委員会の議決内容に関する質問のみを受け付けご意見などは聴取に留める。	質疑と意見聴取は各委員長が説明後一括して行う。	3月議会の内容に限られるなど、報告会の趣旨の徹底があれば、質問の幅も絞られたのではないかと。質問をまとめて受けて、委員会委員で回答を検討し委員長が答えるといった方法も考えられるのではないかと。コーディネーターの検討も必要ではないかと。	委員長の説明後、委員長の判断により、質疑と意見聴取を分けて行う	●質問に対する答弁で、副委員長が委員長をサポートする。 ●意見聴取、意見交換にウェイトを置く運営が必要。議会報告と意見交換の2部制にしている議会の取り組みをさらに調査し、検討を深める。 ●コーディネーター役の第三者への委託の検討。 ●参加者に対し、質問内容の事前提出の検討。	質疑は議会活動に限って行う 意見聴取を重点的に行う	質疑と意見聴取は各委員長が説明後一括して行うで良い	各委員長説明後一括して行う。説明がその場でできない件については持ち帰る。
9	結果の取りまとめ・報告	各委員会できりまとめ、実行委員会できり承後議連での承認を必要とする。	担当者が取りまとめて実行委員会に報告し、その後公表。	アンケート集計結果は早い時期に公表することが望ましい。	担当者が取りまとめて実行委員会に報告し、その後公表	●担当者が取りまとめて実行委員会に報告し、その後公表する方法で良い。 ●不十分な回答、間違った回答に対するフォローのあり方を整理しておく必要がある。	会派への調査表とアンケート分析によるまとめをする	担当者が取りまとめて実行委員会に報告し、その後公表で良い	担当者が取りまとめて実行委員会に報告し、その後公表。
10	その他	なるべく委員長負担を軽減するよう、委員会丸で資料を作成する。	アンケート調査を実施し、今後の参考にする。	テーマを設定しての開催、意見聴取をメインにした内容も考えられるのではないかと。いずれにしても議員本人にとって刺激になるという点で開催の意義はある。意見が言いにくくなる危険性もあるが、それも含めて、後日の動画放映について検討してよいのではないかと。	アンケート調査の実施	●アンケートで寄せられた厳しい意見を真摯に受け止め、議員自らの資質向上につなげていくことが大切。 ●定例会毎の開催が望ましいが、当面、年2回開催を目標にする。1回は予算議会とし、あと1回はテーマ別での分散開催という方法はいかがか。			

議会報告会以外の諮問案件に関する検討事項調査票 1

(1) 優先的に実現を目指す項目

答申No.	項目	新友会		日本共産党		公明党		改革ながの		市民ネット		手塚秀樹議員		金沢敦志議員		西村裕子議員	
		優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案
中期	議会間討議の積み重ねによる委員会審査の充実		現状でも行われている。		長野市議会は比較的議会間討議をしていると考える。		「議員間討議」の持ち方は様々な形が考えられるが、必要と思われるテーマで、政策研究会(特別委員会)という形で議員が自由に討議する中で政策を形成していく。		委員長采配が重要。本来、委員会の「質疑・討論」の中で議員間討議は行うことができるが、現状は委員⇄理事者のやり取りが大半である。そこで本来の討論を常態化するため、(当面)委員長が発言委員の発言に対する意見や質疑がないか他の委員を促すことに努める。		委員長報告のまとめや議会報告会の報告内容の吟味について、委員会を開き、議員間の討議でまとめられていることを評価し合い、さらに充実する。						各委員会にて自由討議を実施。委員の発言による自由討議。全員協議会で自由討議。それらを経た賛否や合意形成にいたる経過などを積極的に市民に公開、発信する。
	インターネット放送局「愛TVながの」を活用した議会広報の展開		当面現状。今後メディアと研究の余地あり。		議会活性化委員会あるいは広報委員会を立ち上げて具体的な検討を行う。		議会チャンネルを設け、議会のニュースを発信していくのも一つの広報媒体として有効ではないか。具体的な番組内容は「愛TVながの」と相談...		本会議だけでなく、委員会審査の中継を検討する。映像の中継には当面の課題が多いことから、音声のみの配信を検討する。(議会報告会も同趣旨)		「愛TVながの」に「市議会チャンネル」を設定し、議会広報の新たな媒体に位置づける。議会ごとに論点・焦点を議長や委員長のメッセージとして市民に伝える。						
	議会ホームページの充実		委員会議事録の公開等改善が進んでいる。					本会議だけでなく、委員会審査の中継を検討する。映像の中継には当面の課題が多いことから、音声のみの配信を検討する。(議会報告会も同趣旨) 議会中の模様だけでなく、日常の議会全体の活動や委員会活動を掲載(アップ)する。		本会議だけでなく、委員会審査の中継を検討する。映像の中継には当面の課題が多いことから、音声のみの配信を検討する。(議会報告会も同趣旨) 議会中の模様だけでなく、日常の議会全体の活動や委員会活動を掲載(アップ)する。		委員会中継の導入(新庁舎移行時に実施できるよう準備)					
長期	決算特別委員会の役割、在り方の検討		決算審査の結果等次年度に活用するには、現在の会計システムの在り方から検討が必要。		審議時間の確保を図る。		審議内容を次年度予算に反映できる時期に開催		理事者側との調整・理解が必要。現在の決算特別委員会は、前年度の予算執行状況の確認・検証に重きが置かれているが、今後は議会として、その検証が次年度の予算編成に真に反映されるよう委員会の権能を強める。(委員会を、次年度予算編成組案の前に開催することが必要)		予算と決算の一体的な審査・調査を実施する観点から、予算・決算常任委員会を組織し、財政に関わる審査を一元化する。(参考：三重県議会)						

議会報告会以外の諮問案件に関する検討事項調査票 2

(2) 今後の検討課題とする項目

答申No.	項目	新友会		日本共産党		公明党		改革なごの		市民ネット		手塚秀樹議員		金沢敦志議員		西村裕子議員	
		優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案
中期	議長、副議長の任期及び会派所属に関する検討並びに所信表明会の中継の検討		現行で良い。		会派は離脱する。所信表明は本会議と同じようにケーブルテレビやネットで配信する。				任期中の正副議長は会派から離脱。正副議長の任期は1年とする。所信表明は本会議と同様にINC、ネットで中継。		正副議長は中立・公正を名実ともに担保するため、任期中、会派離脱する。所信表明会は、「愛TVなごの」に設定する市議会チャンネル等で中継実施を検討。						
	検討会等のルール化の検討		必要に応じて検討する。		設置する。		任意団体の検討会という位置づけではなく特別委員会という形で位置づけるのも方法ではないか		議会運営委員会を中心に現検討委員会の下、運用規定を定める。								
	政務活動費の使途基準の検討		4月改定済み。条例改正を行ったばかりであり、その運用等していく中で必要があれば検討する。		飲食費をはじめ、厳格な対応を検討する。				これまでの使途基準を確認し、長野市議会の努力の経過を明らかにする。		政務活動費は、「従来の使途基準に基づき対応する」を基本に、安易な使途拡大をせず、厳正に対応する。						
長期	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の検討		議決事項について条例化を検討。		基本構想、総合計画については議決の対象とする。		基本構想、総合計画など議決の対象とする		基本計画等を議決の対象とすることにより市の事業、計画に反映させる。		自治体運営の基本指針である「基本構想」「基本計画」「実施計画」について、「基本構想」に加え「基本計画」を議決案件とする。自治法の改正があるとはいえ、最高計画であることを重視し、議会としての対応を図る。						
	通年議会の導入に関する検討		現行で良い。		現行で良い。				地方自治法の今後の推移を見守りつつ、臨機応変に開会できるようにする。								
	法規担当職員の配置等による事務局体制の充実		現行で良い。		法規担当に限らず議会事務局職員の増員を図る。				事務局職員の過度な負担を考慮し、その上で事務局の能力が向上するよう強化を図る。		議会活性化の取り組みに伴う議会事務局の負担増に鑑み、法規担当に限定せず、事務局職員の増を図る。						

答申No.	項目	新友会		日本共産党		公明党		改革ながの		市民ネット		手塚秀樹議員		金沢敦志議員		西村裕子議員		
		優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	優先	活性化案	
長期	市民団体・地域住民の意見・要望を市政に反映させる仕組みづくりの検討		各会派で意見等聴取し、市政に反映する努力をしている。		各常任委員会、特別委員会、各会派で充実に努めている。		議会報告会の中で、或いは意見聴取会の中で意見を伺い、必要であれば政策研究会で検討していく		特別委員会のようなテーマが絞られる報告会の中で関係する市民団体の意見を聴取する。		議会報告会における「意見聴取」の部分を重視し、「意見交換」に発展させる。							
	自治基本条例の制定に向けた研究検討		今後十分な研究検討が必要。						議長公約にも掲げられていることから、制定に向けて議会として主体的に検討する。		議会内に「検討会」を設置し、議会としての自主的な検討に入る。						自治基本条例検討のための委員会設置。 ○ 素案作成をする。	
	議会の夜間・休日開催の検討		現行で良い。		現行				今後、市民意見をリサーチし検討。									
	ながの市議会だよりの文字の拡大等の検討		当面現行で。		編集委員会で検討				増頁も含め検討。									
	予算審査の在り方の検討		当面現行で。		当面現行で				議案審査の中で予算審査に併せて決算審査が次年度事業に反映されるよう位置付ける。									
	議会図書室の充実に向けた検討		新庁舎建設に併せ整備を期待。		新庁舎建設に合わせて検討				新庁舎の議会図書室を整備。市民が利用できるよう配慮。									

(3) 議会の活性化を継続して推進するための体制の検討

答申No.	項目	新友会	日本共産党	公明党	改革ながの	市民ネット	手塚秀樹議員	金沢敦志議員	西村裕子議員
その他	議会の活性化を継続して推進するための体制の検討(9月以降の推進体制)	今回の委員会は完了し、今後必要に応じ議会運営委員会で検討の上対応する。	議会活性化の委員会を議会の諮問機関として常設し、現委員会の答申及び今後出てくる課題に対応していく。		議会運営委員会の権能の下、本検討委員会を常設化する。	議長の諮問機関である検討委員会を、議会運営委員会のもとに、議会活性化を推進する恒常組織として「仮称・議会活性化推進委員会」に改組。議会報告会等、市議会の広報部門も担当する。			議会活性化検討委員会は9月の答申後、常設の委員会として運営する。

